

異常気象・災害時における児童生徒の登下校について(R8.9.1 改訂)

扶桑町教育委員会

【令和8年9月1日改訂点】

児童生徒の安全確保および、ご家庭の対応のしやすさという観点から、**登校判断時刻を午前6時30分のみにし、「通常登校」または「臨時休校」のいずれかの対応とします(これまでの、午前11時までに暴風警報等が解除されたら午後1時に登校はなくなります)。**ご理解とご協力をお願いいたします。

1 登校前に、扶桑町に「暴風(雪)警報」「特別警報(レベル5)」「危険警報(レベル4)」が発表された場合(変更あり)

午前6時30分時点の状況	対 応	昼食について
「暴風(雪)警報」「特別警報」「危険警報」が解除されている	通学路の安全確認後 通常授業	・給食あり ・前日までに給食なしと決定した場合は弁当・水筒持参
「暴風(雪)警報」「特別警報」「危険警報」が 継続中	臨時休校	

※ 上記の対応は、「tetoru」等で連絡します。

2 登校後に、扶桑町に「暴風(雪)警報」が発表された場合(変更なし)

- (1) 警報発表時の気象状況・道路及び交通の状況を判断して、全児童生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させます。
 - (2) 通学路の通行が危険と認められるときは、下校をとどめ、安全が確保された時点で下校をさせます。長時間学校待機が続く場合は、関係諸機関と連絡を密にし、最善と思われる方法を取ります。
- ※ 上記(1)(2)の対応は、「tetoru」等で連絡します。

3 登校後に、扶桑町に「特別警報(レベル5)」「危険警報(レベル4)」が発表された場合(変更なし)

- (1) 学校で待機します。保護者の方も、避難をするなどご自身の命を守る行動をお願いします。安全確保のため、連絡があるまでは児童生徒を迎えに来ないでください。
 - (2) 特別警報、危険警報が解除され、通学路等の安全が認められるときは、「tetoru」等でお知らせしますので、その通知を待ってから学校へお迎えに来てください。
 - (3) 長時間学校待機が続く場合は、関係諸機関と連絡を密にし、最善と思われる方法を取ります。
- ※ 上記(1)(2)の対応は、「tetoru」等で連絡します。

4 扶桑町に「レベル3大雨警報」「レベル3氾濫警報」「雷注意報」「大雪警報」「竜巻注意情報」が発表された場合(変更なし)

始業前に、「レベル3大雨警報」「レベル3氾濫警報」「雷注意報」「大雪警報」「竜巻注意情報」等が発表されており、日程を変更する場合は、朝7時の時点で「tetoru」等で連絡します。連絡のない場合は通常の授業を行います。

※ 地域の状況により激しい雨・増水など危険な場合は、保護者の判断で登校を見合わせてください。その折には、学校へ連絡(tetoru等)をお願いします。

5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合（変更なし）

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報『調査中』」等の形で情報発表されます。

発表情報	対 応
南海トラフ地震臨時情報「調査中」が発表された時	通常通り授業を行います。
南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表された時	
南海トラフ地震臨時情報「調査終了」が発表された時	
南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された時	・ 対応を協議し、「tetoru」等で連絡します。 ・ 自宅にいる時に発表された場合は連絡があるまで待機をしてください。

6 扶桑町において「震度5弱」以上の地震が発生した場合（変更なし）

発生タイミング	対 応
震度5弱以上の地震が始業前に発生	休校とします。
震度5弱以上の地震が在校時に発生	授業を中止し、保護者による引き取り下校を行います。

- ・ 保護者の方が引き取りに来られるまで、児童生徒を小中学校の所定の避難場所に待機させます。
- ・ 地震により「tetoru」等の連絡網も寸断され、保護者の皆様へ連絡が取れない場合も想定されます。学校から連絡がなくても引き取り、お迎えをお願いいたします。

7 愛知県に、「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合（変更なし）

- ・ 町内の小中学校の対応について
 - 発表されたその日は、通常通り下校し、翌日を終日臨時休校といたします。中学校での部活動や練習試合なども中止といたします。
 - 中学校での部活動の大会やコンクールにつきましては、運営側の判断となります。
 - 修学旅行や野外活動などの宿泊行事については、目的地の「熱中症特別警戒アラート」発表の有無を考慮して、実施について検討をします。
- ・ 放課後子ども広場の対応について
 - 「熱中症特別警戒アラート」が発表された日は通常通り開設しますが、翌日は開設されません。
- ・ 放課後児童クラブの対応について
 - 「熱中症特別警戒アラート」が発表された日は通常通り開設します。翌日は午後3時00分より開設しますので、利用される場合は必ず保護者の方が送迎してください。
 - 夏季休業中（7月21日から8月31日）は、通常通り開設します。